

債券内容説明書
平成 23 年 2 月 8 日現在

第 36・37 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券

証券情報の部



独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

1. 本「債券内容説明書証券情報の部」（以下「本説明書証券情報の部」という。）において記載する「第 36・37 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券」（以下「本債券」という。）は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成 14 年 12 月 18 日法律第 180 号。以下「機構法」という。）第 19 条に基づき、国土交通大臣の認可を受けて、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券です。
3. 本説明書証券情報の部と同時に投資家に交付された「債券内容説明書法人情報の部」（以下「本説明書法人情報の部」といい、本説明書証券情報の部とあわせて、以下「本説明書」という。）は、本債券の発行者である当機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなします。本説明書法人情報の部には、当機構の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項を平成22年 8 月30日時点以前の情報に基づき記載しています。本債券への投資判断にあたっては、本説明書法人情報の部も併せてご覧ください。
4. 本債券については、金融商品取引法（昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号）第 3 条により同法第 2 章の規定が適用されず、従って、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われておりません。本説明書は、本債券に対する投資家の投資判断に資するために、当機構の事業等について、並びに当機構の前身である日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）及び運輸施設整備事業団（以下「旧事業団」という。）に関してそれぞれ日本鉄道建設公団法（昭和 39 年法律第 3 号。以下「旧公団法」という。）及び運輸施設整備事業団法（平成 9 年法律第 83 号。以下「旧事業団法」という。）の規定等に基づき作成された財務諸表、附属明細書、事業報告書等の既存の開示資料を抜粋又は要約して当機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法第 13 条第 1 項に基づく目論見書ではありません。また、本説明書法人情報の部中の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定される監査証明は受けておりません。
なお、その他本債券の詳細については、発行要項を併せてご覧下さい。
5. 当機構の財務諸表は、「中央省庁等改革基本法」（平成 10 年 6 月 12 日法律第 103 号）第 38 条第 3 号及び「独立行政法人通則法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 37 条により原則として企業会計原則に基づき処理されるとともに、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会）、機構法、国土交通大臣の認可を受けて定めた「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構業務方法書」及び同大臣への届出が義務付けられている「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程」等に準拠して作成されます。
また、当機構の財務諸表は、通則法第 38 条第 1 項及び第 2 項により、毎事業年度の終了後 3 月以内に、監事及び会計監査人の意見を付した財務諸表を国土交通大臣に提出してその承認を受けなければならないとされており、
6. 当機構は、特殊法人等改革基本法（平成 13 年 6 月 21 日法律第 58 号）及び特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）に基づき、旧公団及び旧事業団の業務を承継する独立行政法人として設立されました。機構法附則第 2 条及び第 3 条により、機構の成立の時に解散した旧公団及び旧事業団の一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、当機構が承継しております。

本説明書に関する連絡場所

横浜市中区本町六丁目 50 番地 1 横浜アイランドタワー

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 経理資金部資金企画課

電話番号 045 (222) 9040

目 次

証券情報の部

第1 募集要項

1. 新規発行債券（5年債）	1
2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（5年債）	5
3. 新規発行債券（10年債）	6
4. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（10年債）	10
5. 本債券の発行により調達する資金の使途	10

第2 参照情報

1. 参照書類	11
2. 参照書類の補完情報	11
3. 参照書類を縦覧に供している場所	25

第 1 募集要項

1. 新規発行債券（5 年債）

銘 柄	第 36 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	債 券 の 総 額	金 15,000,000,000 円
社債、株式等の振替に関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）の規定の適用を受けるものとする。	発 行 価 額 の 総 額	金 15,000,000,000 円
各 債 券 の 金 額	1,000 万円	申 込 期 間	平成 23 年 2 月 8 日
発 行 価 格	各債券の金額 100 円につき金 100 円	申 込 証 拠 金	各債券の金額 100 円につき金 100 円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には、利息を付けない。
利 率	年 0.662 パーセント	払 込 期 日	平成 23 年 2 月 17 日
利 払 日	毎年 3 月 20 日及び 9 月 20 日	申 込 取 扱 場 所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償 還 期 限	平成 28 年 3 月 18 日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
募 集 の 方 法	一般募集		
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 23 年 9 月 20 日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 3 月 20 日及び 9 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 発行日の翌日から平成 23 年 3 月 20 日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。		
償 還 の 方 法	1. 償還金額 各債券の金額 100 円につき金 100 円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、平成 28 年 3 月 18 日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。		
担 保	本債券の債権者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の定めるところにより、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財 務 上 の 特 約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当条項なし	

摘 要	1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付 (1) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。） 本債券について、当機構はムーディーズからA a 2の信用格付を平成 23 年 2 月 8 日付で取得している。 ムーディーズは、本件信用格付に利用した情報の品質は十分なものであると考えており、その情報は、ムーディーズが信頼に足ると見なした情報ソース（適当と思われる第三者からのものも含む）から入手したものである。しかし、ムーディーズは監査人でなく、あらゆる場合において、格付の過程で受領した情報を独自に検証、監査、立証することはできない。 ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。発行体又はその債務に関する信用リスクは、発行体あるいは公表情報から得られた情報に基づいて評価される。ムーディーズは、必要と判断した場合に信用格付の変更を行うことがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。 本債券の申込期間中に本債券に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ (http://www.moody.co.jp/) の「信用格付事業」(http://www.moody.co.jp/Pages/default_rating.aspx) の「ログイン」(http://www.moody.co.jp/members/user/Members.do) より、ユーザー名とパスワードを入力の上、ログイン後に表示される「最新情報-プレスリリース」に掲載されている。ただし、あらかじめユーザー名とパスワードの設定が必要となっている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。 ムーディーズ: 電話番号 03-5408-4100 (2) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。） 本債券について、当機構はR&I からAAの信用格付を平成 23 年 2 月 8 日付で取得している。 R&I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対する R&I の意見である。R&I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。 R&I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。本債券の申込期間中に本債券に関して R&I が公表する情報へのリンク先は、R&I のホームページ (http://www.r-i.co.jp/jpn/) の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。 R&I: 電話番号 03-3276-3511
------------	---

摘 要	2. 募集の受託会社 (1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほコーポレート銀行とする。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限及び義務を有する。 (3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに当機構及び募集の受託会社との間の平成 23 年 2 月 8 日付第 36 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券募集委託契約証書（以下「募集委託契約」という。）に定める職務を行う。 (4) 本債券の債権者は、募集委託契約に定める募集の受託会社の権限及び義務に関するすべての規定の利益並びに募集の受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。 3. 期限の利益喪失に関する特約 当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。 (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄第 1 項又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。 (2) 当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき。又は、当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、契約上定められた保証債務を履行すべき期間の最終日から 5 営業日以内にその履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 30 億円を超えない場合は、この限りでない。 (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の 1 箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継する法令が公布されていないとき。 (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。 4. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第 5 項(2)に定める方法により公告する。 5. 公告の方法 (1) 本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であつて、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。 (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪府で発行される各 1 種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。 6. 債券原簿の公示 当機構は、その本社に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。 7. 本要項の変更 (1) 当機構は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。 (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。ただし、当機構と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。 8. 本債券の債権者集会 (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。 (2) 債権者集会は、東京都において行う。 (3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の 3 週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。
------------	--

摘 要	(4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の 10 分の 1 以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。 (5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。 (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。 (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の 5 分の 1 以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の 3 分の 2 以上の議決権を有する者の同意がなければならない。 (8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。 ① 債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき ② 決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③ 決議が著しく不公正であるとき ④ 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき (9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。 (10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対して効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。 (11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第 5 項(2)に定める方法により公告する。 (12) 本項の手続に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。 9. 募集の受託会社への事業概況等の報告 (1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。
------------	--

2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（5年債）

債券の引受	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	百万円 5,000	1. 引受人は、 本債券の全 額につき、 共同して買 取引受を行 う。 2. 本債券の引 受 手 数 料 は、 総 額 3,375 万円 とする。
	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	5,000	
	大和証券キャピタル・マーケットズ株式 会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	5,000	
	計		15,000	
債券発 行事務 の受託	債 券 発 行 事 務 受 託 会 社 の 名 称	住 所		
	株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号		

3. 新規発行債券（10 年債）

銘 柄	第 37 回鉄道建設・運輸施設 整備支援機構債券	債 券 の 総 額	金 15,000,000,000 円
社債、株式等の振替に関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）の規定の適用を受けるものとする。	発 行 価 額 の 総 額	金 15,000,000,000 円
各 債 券 の 金 額	1,000 万円	申 込 期 間	平成 23 年 2 月 8 日
発 行 価 格	各債券の金額 100 円につき金 100 円	申 込 証 拠 金	各債券の金額 100 円につき金 100 円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には、利息を付けない。
利 率	年 1.350 パーセント	払 込 期 日	平成 23 年 2 月 17 日
利 払 日	毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日	申 込 取 扱 場 所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償 還 期 限	平成 32 年 12 月 18 日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
募 集 の 方 法	一般募集		
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 23 年 6 月 20 日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 発行日の翌日から第 1 回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。		
償 還 の 方 法	1. 償還金額 各債券の金額 100 円につき金 100 円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、平成 32 年 12 月 18 日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。		
担 保	本債券の債権者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の定めるところにより、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財 務 上 の 特 約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当条項なし	

摘 要	1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付 (1) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。） 本債券について、当機構はムーディーズからA a 2の信用格付を平成 23 年 2 月 8 日付で取得している。 ムーディーズは、本件信用格付に利用した情報の品質は十分なものであると考えており、その情報は、ムーディーズが信頼に足ると見なした情報ソース（適当と思われる第三者からのものも含む）から入手したものである。しかし、ムーディーズは監査人でなく、あらゆる場合において、格付の過程で受領した情報を独自に検証、監査、立証することはできない。 ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。発行体又はその債務に関する信用リスクは、発行体あるいは公表情報から得られた情報に基づいて評価される。ムーディーズは、必要と判断した場合に信用格付の変更を行うことがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。 本債券の申込期間中に本債券に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ (http://www.moody.co.jp/) の「信用格付事業」(http://www.moody.co.jp/Pages/default_rating.aspx) の「ログイン」(http://www.moody.co.jp/members/user/Members.do) より、ユーザー名とパスワードを入力の上、ログイン後に表示される「最新情報-プレスリリース」に掲載されている。ただし、あらかじめユーザー名とパスワードの設定が必要となっている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。 ムーディーズ: 電話番号 03-5408-4100 (2) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。） 本債券について、当機構はR&I からAAの信用格付を平成 23 年 2 月 8 日付で取得している。 R&I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対する R&I の意見である。R&I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。 R&I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。本債券の申込期間中に本債券に関して R&I が公表する情報へのリンク先は、R&I のホームページ (http://www.r-i.co.jp/jpn/) の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。 R&I: 電話番号 03-3276-3511
------------	---

摘 要	2. 募集の受託会社 (1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほコーポレート銀行とする。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限及び義務を有する。 (3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに当機構及び募集の受託会社との間の平成 23 年 2 月 8 日付第 37 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券募集委託契約証書（以下「募集委託契約」という。）に定める職務を行う。 (4) 本債券の債権者は、募集委託契約に定める募集の受託会社の権限及び義務に関するすべての規定の利益並びに募集の受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。 3. 期限の利益喪失に関する特約 当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。 (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄第 1 項又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。 (2) 当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき。又は、当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、契約上定められた保証債務を履行すべき期間の最終日から 5 営業日以内にその履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 30 億円を超えない場合は、この限りでない。 (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の 1 箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継する法令が公布されていないとき。 (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。 4. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第 5 項(2)に定める方法により公告する。 5. 公告の方法 (1) 本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。 (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪府で発行される各 1 種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。 6. 債券原簿の公示 当機構は、その本社に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。 7. 本要項の変更 (1) 当機構は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。 (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。ただし、当機構と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。 8. 本債券の債権者集会 (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。 (2) 債権者集会は、東京都において行う。 (3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の 3 週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。
------------	--

摘 要	(4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の 10 分の 1 以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。 (5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。 (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。 (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の 5 分の 1 以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の 3 分の 2 以上の議決権を有する者の同意がなければならない。 (8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。 ① 債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき ② 決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③ 決議が著しく不公正であるとき ④ 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき (9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。 (10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対して効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。 (11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第 5 項(2)に定める方法により公告する。 (12) 本項の手續に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。 9. 募集の受託会社への事業概況等の報告 (1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。
------------	--

4. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（10年債）

債券の引受	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	百万円 5,000	
	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	5,000	
	大和証券キャピタル・マーケットズ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	5,000	
	計		15,000	
債券発行事務の受託	債券発行事務 受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号		

5. 本債券の発行により調達する資金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
30,000,000,000円	89,760,080円	29,910,239,920円

(注) 上記金額は、第36回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券及び第37回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券の合計金額です。

(2) 手取金の使途

上記の手取概算額29,910,239,920円は、平成23年3月までに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第12条第1項第1号から第6号までの業務及びこれらに附帯する業務（建設勘定）を行うための必要な資金の一部に充当する予定です。

第2 参照情報

1. 参照書類

当機構の経理の状況等、その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、「債券内容説明書法人情報の部」（平成22年8月30日現在）をご参照ください。

2. 参照書類の補完情報

（Ⅰ）「事業等のリスク」について

本債券の発行者である当機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなす「債券内容説明書法人情報の部」（平成22年8月30日現在）に記載の「事業等のリスク」について、本「債券内容説明書証券情報の部」作成日（平成23年2月8日）までの間において、以下の通り追加事項が生じております（追加箇所は下線で示しております）。また、「債券内容説明書法人情報の部」には、将来に関する記述が記載されておりますが、本「債券内容説明書証券情報の部」作成日（平成23年2月8日）現在においてもその判断に変更はありません。

（１）国等の政策または関与に伴うリスク

独立行政法人は、公共上の見地から法律に基づいて設置された法人であり、国等の政策によって、独立行政法人制度そのもの、あるいは当機構の事業・組織に影響を受けることがあります。「独立行政法人の抜本的な見直し」及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」については「第1. 法人の概況 9. 行政改革関連事項について ⑥「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）及び⑦「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）」をご参照ください。

また、当機構は、輸送に関する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立を図ることを目的として設立された独立行政法人です。そのため、整備新幹線の整備や国土交通省独立行政法人評価委員会の評価など、国等による政策決定や当機構に対する関与により、当機構の事業や組織が影響を受けることがあります。

（Ⅱ）その他

上記「（Ⅰ）「事業等のリスク」について」のほか、「債券内容説明書法人情報の部」（平成22年8月30日現在）につき、本「債券内容説明書証券情報の部」作成日（平成23年2月8日）までの間において変更が生じた重要な事項を以下に一括して記載いたします（変更箇所は下線で示しております）。

第1 法人の概況

2. 沿革

年 月	事 項
	運輸施設整備事業団 日本鉄道建設公団 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
昭和34年 6月	国内旅客船公団設立
昭和36年 4月	国内旅客船公団が、特定船舶整備公団と改称
昭和39年 3月	日本鉄道建設公団設立
昭和41年12月	特定船舶整備公団が、船舶整備公団と改称
昭和45年 5月	日本鉄道建設公団に、新幹線鉄道の建設業務追加
同年 7月	本州四国連絡橋公団の設立に伴い、本四淡路線及び本四備讃線の調査業務移管
昭和47年 6月	日本鉄道建設公団に、民鉄線の建設及び大改良業務を追加
昭和53年12月	特定船舶製造業安定事業協会設立
昭和57年11月	上越新幹線（大宮・新潟間）開業
昭和62年 4月	国鉄改革に伴い、国鉄分割民営化（J R グループ設立） 日本国有鉄道清算事業団設立 新幹線鉄道保有機構設立
同年 9月	新幹線鉄道の建設事業を日本鉄道建設公団が承継
昭和63年 3月	津軽海峡線（青函トンネル）開業
平成元年 7月	特定船舶製造業安定事業協会が、造船業基盤整備事業協会と改称
平成 3年10月	新幹線鉄道保有機構の業務を引き継ぎ、鉄道整備基金設立
平成 9年10月	鉄道整備基金と船舶整備公団が統合し、運輸施設整備事業団設立
	北陸新幹線（高崎・長野間）開業
平成10年10月	解散した日本国有鉄道清算事業団の業務を、日本鉄道建設公団が承継 国鉄清算事業本部を設置
平成13年 3月	解散した造船業基盤整備事業協会の業務の一部を、 運輸施設整備事業団が承継
同年12月	特殊法人等整理合理化計画により、日本鉄道建設公団と運輸施設整備事業団が統合し、 独立行政法人となることが閣議決定
平成14年12月	東北新幹線（盛岡・八戸間）開業
平成15年10月	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（鉄道・運輸機構）設立
平成16年 3月	九州新幹線（新八代・鹿児島中央間）開業
平成22年12月	東北新幹線（八戸・新青森間）開業

3. 事業の内容

（7）当機構の業務内容について

①鉄道建設業務

（ア）新幹線鉄道

新幹線鉄道は、旧国鉄による東海道新幹線、山陽新幹線の建設以降、昭和45年に成立した全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号。以下「全幹法」という。）に基づき、建設を進めています。

昭和48年に全幹法に基づき北海道新幹線（青森市・札幌市間）、東北新幹線（盛岡市・青森市間）、北陸新幹線（東京都・大阪市間）、九州新幹線（福岡市・鹿児島市間）、九州新幹線（福岡市・長崎市間）の5路線

が整備計画に定められました。このうち、北海道新幹線及び北陸新幹線については当機構の前身である旧公団が、他の3路線（東北新幹線、九州新幹線（福岡市・鹿児島市間）及び九州新幹線（福岡市・長崎市間））は旧国鉄が建設主体となりました。その後、昭和62年の国鉄分割・民営化に伴い、「旅客鉄道株式会社が建設主体とされている新幹線鉄道の建設に関する事業の日本鉄道建設公団への引継ぎに関する法律」（昭和62年法律第104号）に基づいて、旧国鉄が建設主体とされていた九州新幹線、東北新幹線の建設に係る業務を、旧公団が引き継ぎ、整備新幹線の建設を一元的に行うこととなりました。

整備新幹線の建設については、政府・与党における検討結果に基づき、順次その取扱いが定められてきました。これまでに開業した整備新幹線は、平成9年10月の北陸新幹線（高崎・長野間）、平成14年12月の東北新幹線（盛岡・八戸間）、平成16年3月の九州新幹線（新八代・鹿児島中央間）、平成22年12月の東北新幹線（八戸・新青森間）となっています。

現在、全幹法に基づき工事实施計画の認可を受けた北海道新幹線（新青森・新函館（仮称）間）、北陸新幹線（長野・金沢間）、九州新幹線（博多・新八代間）、九州新幹線（武雄温泉・諫早間）の建設を進めています。

整備新幹線の施設は、機構法及び同法施行令に基づいて当機構が保有し、営業主体であるJR旅客会社へ貸し付けることとなっています。貸付料は、営業主体の受益の程度を勘案して算定される仕組みとなっています。

現在の建設財源のスキームは、整備新幹線の貸付料収入の一部を充てた後、国及び地方公共団体が2：1の割合で負担することとなっています。

当機構では上記の新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設及び貸し付けを行う他、新幹線鉄道の建設に関する調査を行います。

<整備新幹線（整備計画路線）>

線 名	区 間	線 路 延 長	備 考
北海道新幹線	新函館（仮称）・札幌	212km	未着工
	新青森・新函館（仮称）	149km	建設中
東北新幹線	盛岡・八戸	97km	平成14年12月開業
	八戸・新青森	82km	平成22年12月開業
北陸新幹線	高崎・長野	117km	平成9年10月開業
	長野・金沢	228km	建設中
	福井駅部	1km	平成21年3月完成
	金沢・大阪	253km	未着工
九州新幹線	博多・新八代	130km	建設中
	新八代・鹿児島中央	127km	平成16年3月開業
	鳥栖・武雄温泉	51km	未着工
	武雄温泉・諫早	45km	建設中
	諫早・長崎	21km	未着工
計	完成	423km	
	建設中	552km	
	未着工区間	537km	
合 計		1,512km	駅間距離

（注）単位未満四捨五入のため、計及び合計は必ずしも一致しません。

<新線等調査>

線 名	調 査 概 要
中央新幹線	交通政策審議会に対応した調査及び大都市圏における大深度地下利用に関する調査等

(イ) 幹線鉄道

幹線鉄道は、主要幹線及び大都市交通線、地方開発線及び地方幹線、並びに主要幹線鉄道線に区分されます。

(i) 主要幹線及び大都市交通線

旧国鉄時代に旧公団が旧国鉄新線（CD線）として建設していたもので、現在は当機構が貸付事業等を行っています。これは、昭和 30 年代の旧国鉄が、既設線の改良工事等に専念せざるを得ない状況の中で、大都市、主要都市の輸送力の強化を目的としてスタートした新線建設事業であり、主要な線としては武蔵野線、京葉線、根岸線、湖西線等があります。当機構が現在保有している線区については全て JR 本州 3 社へ貸し付けられていますが、根岸線の一部区間については貸付終了に伴い、桜木町・磯子間が平成 21 年 7 月に、磯子・洋光台間が平成 22 年 3 月に東日本旅客鉄道株式会社へ譲渡されました。

(ii) 地方開発線及び地方幹線

旧国鉄時代に旧公団が国鉄新線（AB線）として建設していたもので、昭和 55 年の日本国有鉄道経営再建促進特別措置法（昭和 55 年法律第 111 号）により一時中断しましたが、その後、日本国有鉄道改革法等施行法（昭和 61 年法第 93 号）により、第 3 セクターが事業主体となり、あらためて地方鉄道新線として工事を再開した線です。建設資金については国の全額補助対象となっています。すべての路線が既に完成し無償譲渡されています。

なお、昭和 45 年 8 月に開業した鹿島線については、例外的に建設資金として有償資金を投入して建設したこと等から、有償貸付線として主要幹線及び大都市交通線と同様に当機構の貸付事業等の対象となりましたが、平成 22 年 8 月の貸付終了に伴って東日本旅客鉄道株式会社に譲渡されています。

(ウ) 都市鉄道

(ii) 都市鉄道線

平成 3 年に設立された鉄道整備基金（旧事業団）を承継した当機構が行う混雑率緩和等輸送力増強を目的とした無利子貸付について、工事施行認可を得た鉄道事業者がその貸付けを受けるために、国土交通大臣に事業認定申請を行い、併せて当機構に工事の申出を行うものであり、主要な線として筑肥線及びつくばエクスプレス線等があります。これらの路線は既に完成し、各鉄道事業者へ譲渡されています。

これら民鉄線及び都市鉄道線は、ともに鉄道事業者が利用者負担を原資とした通常の資金調達のみにより鉄道整備を行うのには限界があることから、当機構が調達する長期安定資金を財源として鉄道施設の新設・大改良を図るものです。鉄道事業者は、当機構の高度な技術力による建設費縮減のメリットのほか、自社で新線建設期間中に必要となる建設技術者確保の問題や新たに技術者を確保した場合の完成後の技術者超過の問題が解消できること、当該建設費等については鉄道施設を譲り受けた後、長期割賦で返済できることから、当機構工事は積極的に活用されています。

(エ) 都市鉄道利便増進事業

平成 17 年 8 月 1 日に都市鉄道等利便増進法が施行となり、当機構は整備主体と成り得る立場から、都市鉄道等の利便性向上に資する事業について、整備効果、事業採算性等の検討を行った結果、現在、都市鉄道利便増進事業（速達性向上事業）として、「相鉄・JR 直通線」と「相鉄・東急直通線」の 2 線について、整備することとなりました。この事業に要する資金については、国が 3 分の 1、地方自治体が 3 分の 1、整備主体が 3 分の 1 を負担しています。

(i) 相鉄・JR 直通線

相鉄・JR 直通線は、相模鉄道本線西谷駅から東日本旅客鉄道東海道貨物線横浜羽沢駅付近までの約 2.7km における連絡線の整備を行うものであり、平成 18 年 6 月 9 日に整備構想及び営業構想が認定され、平成 18 年 11 月 21 日に速達性向上計画の認定を相模鉄道と連名で受けて事業に着手しています。その後、平成 21 年 10 月 20 日に第一次分割工事施行の認可を受けて、工事を進めています。

(ii) 相鉄・東急直通線

相鉄・東急直通線は、東日本旅客鉄道東海道貨物線横浜羽沢駅付近から東京急行電鉄東横線日吉駅までの約10.0kmにおける連絡線の整備を行うものであり、平成18年6月23日に整備構想及び営業構想が認定され、平成19年4月11日に速達性向上計画の認定を相模鉄道及び東京急行電鉄と連名で受けて事業に着手しています。

なお、この速達性向上計画の認定をもって、鉄道事業法における事業許可を受けたものとみなされます。

<資金の内訳>

国（補助金）	地方自治体（補助金）	整備主体（借入金等）
1／3	1／3	1／3

(オ) 津軽海峡線(青函トンネル)

津軽海峡線は本州と北海道を結ぶ延長約88kmの路線で、その一部には青函トンネル（延長約54km）が含まれています。青函トンネルは、昭和46年に本工事に着手し、以後17年の歳月を費やし、昭和63年に完成しました。この工事は、昭和29年の洞爺丸の悲惨な事故から国民の強い要望として実現化の運動が長年にわたって続けられてきた経緯があり、これは国家的財産といっても過言ではありません。現在は当機構が保有主体となっており、貸付料は租税及び管理費程度としています。当機構の前身である旧公団が建設主体であることから当該トンネルの機能・設備等を熟知しており、将来にわたって健全な鉄道施設としての維持を図るべく、海底部構造物の検査等を実施しているところです。また、平成11年度から、青函トンネルの機能保全に係る鉄道防災事業として防災設備、通信施設等の改修工事にも着手しています。この機能保全に要する資金については、国が3分の2、北海道旅客鉄道株式会社が3分の1を負担しています。

<改修資金の内訳>

公共事業関係費（補助金）	北海道旅客鉄道株式会社負担金
2／3	1／3

(カ) 受託事業

受託事業は、自治体や鉄道事業者からの委託に基づき、建設工事及び計画調査業務について行うものです。平成22年度の受託工事のうち成田新高速鉄道線が平成22年7月に開業、愛知環状鉄道線森下架道橋が平成22年11月に完成しました。その他の建設工事としては山梨リニア実験線、仙台市高速鉄道東西線の2線及びつくばエクスプレス線秋葉原駅出入口等増設工事を建設中です。また、計画段階の建設計画等の調査業務として、平成21年度は、小田急多摩線延伸、地下鉄7号線延伸線等の調査を実施しました。

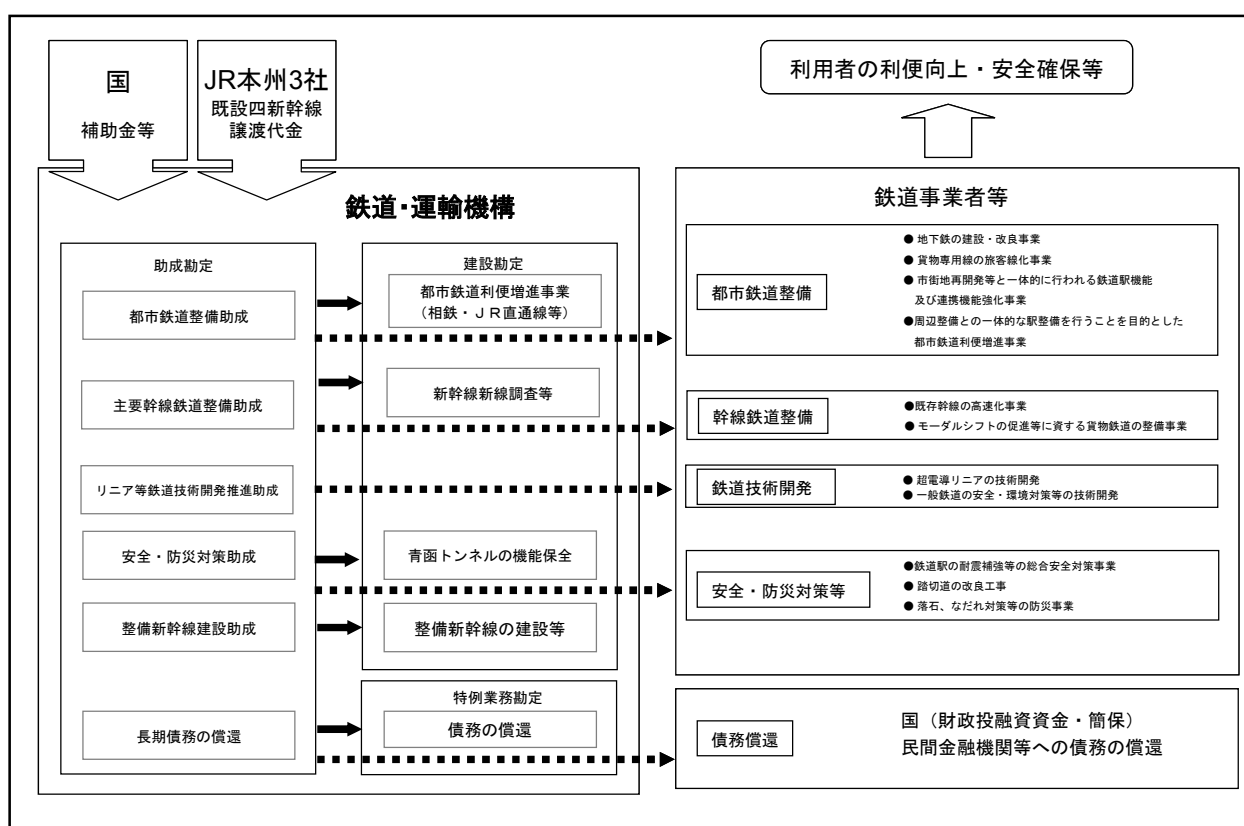
このように当機構が技術面での支援機関として調査等も含めて委託されている状況は、各鉄道事業者が建設に係る事業よりもむしろ施設の維持管理に係る事業が主体となっていること、さらには、新線建設期間中に必要となる建設技術者を新たに確保するよりも、現在、全国をカバーする唯一の公的鉄道技術集団として、高度な技術力を有する当機構を活用する方が経済的であると考えているためだと思料されます。なお、建設工事の財源は、全額委託者からの資金を充当し、完成後は鉄道施設を引き渡すこととなっています。

<受託工事>

受託件名	委託者	受託内容	備考
山梨リニア実験線	東海旅客鉄道株式会社 (財)鉄道総合技術研究所	用地買収及び新線建設等	
愛知環状鉄道線森下架道橋	愛知環状鉄道株式会社	架道橋改築	平成22年11月完成
成田新高速鉄道線	成田高速鉄道アクセス株式会社	新線建設及び改良工事	平成22年7月開業
仙台市高速鉄道東西線	仙台市	新線建設	
TX線設備増強工事	首都圏新都市鉄道株式会社	秋葉原駅出入口等増設	

⑤鉄道助成業務

<鉄道助成業務のスキーム>



6. 鉄道建設業務等の概要について

(1) 新幹線の建設

平成22年度の新幹線建設の事業については、北海道新幹線（新青森・新函館（仮称）間）、東北新幹線（八戸・新青森間）、北陸新幹線（長野・金沢間）、九州新幹線（博多・新八代間）及び九州新幹線（武雄温泉・諫早間）の5線5区間の建設を行います。

北海道新幹線の新青森・新函館（仮称）間148.7kmについては、平成27年度末の完成を目指して、用地取得と北海道側の函館車両基地路盤等の工事及び青森側の津軽蓬田トンネル等の工事を行います。また、青函トンネルを含む在来線（津軽海峡線）との共用区間の軌道工事等を行います。

東北新幹線の八戸・新青森間81.2kmについては、平成22年12月4日に開業しました。引き続き、環境対策工事及び道水路付替工事等を行います。

北陸新幹線の長野・金沢間231.1kmについては、平成26年度末の完成を目指して、用地取得と神通川、加賀

犀川等の橋りょう工事、飯山駅高架橋及び上越市内の新松ノ木変電所造成等の工事を行います。

九州新幹線博多・新八代間 121.1km については、平成 23 年 3 月 12 日に開業予定です。引き続き、環境対策工事及び水道水路付替工事等を行います。

九州新幹線武雄温泉・諫早間 45.7km については、平成 20 年 3 月より概ね 10 年程度での完成を目指して、用地取得と俵坂トンネル及び鈴田トンネル等の工事を行います。

その他、整備新幹線の未着工区間（北海道新幹線（新函館（仮称）～札幌）、北陸新幹線（金沢～大阪）、九州新幹線（鳥栖～武雄温泉、諫早～長崎））については、設計・施工法等調査、駅部調査等の所要の事業を引き続き実施しているところです。

（単位：百万円）

線 名・区 間	建設延長 km	20 年度 実施額	21 年度 実施額	22 年度 事業費	完成予定	鉄道事業者又は 軌道経営者
北海道新幹線 新青森・新函館（仮称）間	148.7	17,551	30,976	<u>49,200</u>	平成 27 年度末	北海道旅客鉄道 株式会社
東北新幹線 八戸・新青森間	81.2	68,222	39,725	6,000	平成 22 年 12 月開業	東日本旅客鉄道 株式会社
北陸新幹線 長野・金沢間 福井駅部	231.1 0.8	96,847 797	131,384 —	<u>185,120</u> —	平成 26 年度末 （福井駅部は 平成 21 年 3 月 完成）	東日本旅客鉄道 株式会社 西日本旅客鉄道 株式会社
九州新幹線 博多・新八代間	121.1	126,817	151,627	23,000	平成 23 年 3 月 開業予定	九州旅客鉄道 株式会社
九州新幹線 武雄温泉・諫早間	45.7	1,312	2,089	<u>7,180</u>	平成 20 年 3 月 より概ね 10 年 程度	九州旅客鉄道 株式会社
留保分	—	—	—	9,000		
着工区間計 （5 線 6 区間）	628.6	311,547	355,802	<u>279,500</u>		
建設推進高度化等事業		3,321	3,857	2,700		
合 計		314,868	359,659	<u>282,200</u>		

（注 1）平成 20 年度及び平成 21 年度の実施額は決算額であり、平成 22 年度事業費は年度初の事業計画額と補正予算額の合計額としています。

（注 2）管理費を含んだ額としています。

（３）都市鉄道利便増進事業

（単位：百万円）

線 名	区 間	延長 km	20 年度 実施額	21 年度 実施額	22 年度 事業費	完成予定	鉄 道 事 業 者 又 は 軌 道 経 営 者
相鉄・JR 直通線	西谷・横浜羽沢間	2.7	2,328	4,604	<u>8,403</u>	平成 26 年度	相模鉄道株式会社
相鉄・東急 直通線	横浜羽沢・日吉間	10.0	776	829	<u>1,908</u>	平成 30 年度	相模鉄道株式会社 東京急行電鉄株式会社
計 2 線		12.7	3,104	5,433	<u>10,311</u>		

（注１）平成 20 年度及び平成 21 年度の実施額は決算額であり、平成 22 年度事業費は年度初の事業計画額と補正予算額の合計額としています。

（注２）管理費を含んだ額としています。

（４）青函トンネルの改修工事（貸付鉄道施設改修事業）

（単位：百万円）

線 名	区 間	延長 km	20 年度 実施額	21 年度 実施額	22 年度 事業費	鉄 道 事 業 者 又 は 軌 道 経 営 者
津軽 海峡線	今別町浜名・ 知内町湯の里間	—	1,079	1,507	<u>1,517</u>	北海道旅客鉄道株式 会社

（注１）平成 20 年度及び平成 21 年度の実施額は決算額であり、平成 22 年度事業費は年度初の事業計画額と補正予算額の合計額としています。

（注２）管理費を含んだ額としています。

（５）受託事業

受託事業は鉄道事業者や地方公共団体等からの委託に基づき、鉄道に関する工事、調査、測量、設計、試験及び研究を行うもので、これまでに関西国際空港連絡鉄道線、仙台地下鉄南北線等合計 29 件（16 線、1 箇所）の建設工事と鉄道事業者・地方自治体等からの鉄道整備計画に伴う調査業務 178 件を実施しており、当機構の鉄道建設に対するルート選定、環境アセスメントといった調査から設計、施工、竣工に至る一貫したプロジェクトマネジメントにおける総合的な技術力、新工法や環境対策などの土木関連での技術開発が活かされています。

平成 22 年度は、山梨リニア実験線、愛知環状鉄道線森下架道橋、成田新高速鉄道線、仙台市高速鉄道東西線及びTX線設備増強工事の 4 線、1 箇所の工事を行います。このうち、成田新高速鉄道線は平成 22 年 7 月 17 日に開業、愛知環状鉄道線森下架道橋改修工事は平成 22 年 11 月 30 日に完了しました。

＜受託事業＞

(単位:百万円)

線 名	区 間	延長 km	20 年度 実施額	21 年度 実施額	22 年度 事業費	完成予定又 は完成年度	鉄道事業者又は 軌道経営者
山梨リニア 実験線	笛吹市・ 上野原市間	42.8	6,052	9,927	24,293	平成 28 年度	東海旅客鉄道株式会社 鉄道総合技術研究所
愛知環状鉄 道線森下架 道橋	篠原・八草間	2.6	436	374	355	平成 22 年度	愛知環状 鉄道株式会社
成田新高速 鉄道線	京成高砂・ 成田空港間	51.4	24,964	28,050	<u>2,428</u>	平成 22 年度	成田高速鉄道アク ス株式会社 北総鉄道株式会社
仙台市高速 鉄道東西線	動物公園駅・ 扇坂トンネル間	4.3	1,941	5,975	6,092	平成 24 年度	仙台市
T X線設備 増強工事	秋葉原駅出入 口等増設	—	—	19	510	平成 24 年度	首都圏新都市鉄 道株式会社
調査受託・新規受託等			249	249	1,101		
計			33,642	44,594	35,581		

(注 1) 平成 20 年度及び平成 21 年度の実施額は決算額であり、平成 22 年度事業費は年度初の事業計画額として
ています。

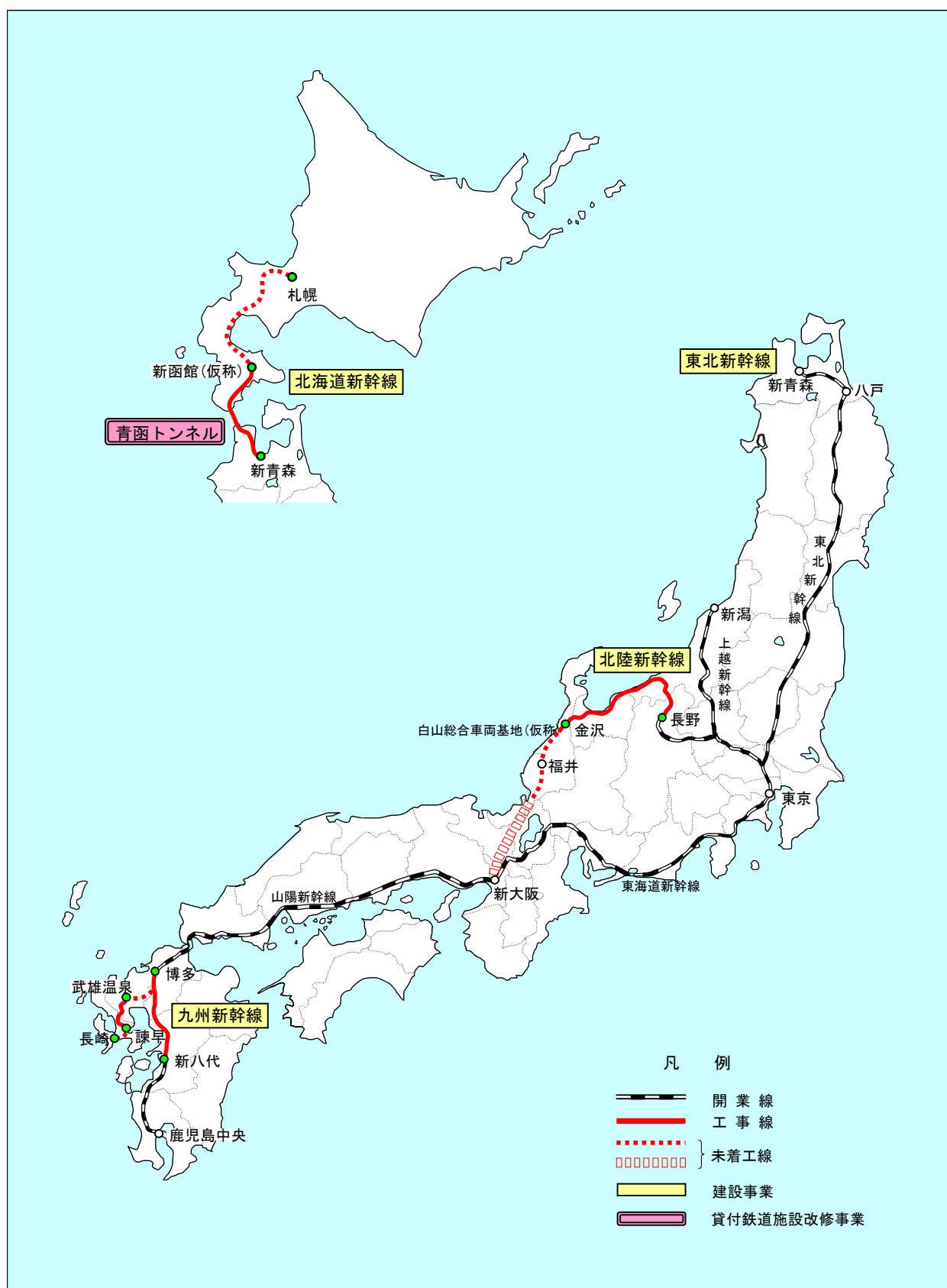
(注 2) 管理費を含んだ額としています。

(6) その他

上記のほか、新線等調査として、中央新幹線（東京都・大阪市間）に関する調査及び大都市圏における大深度
地下利用調査等を行っています。

平成22年度 建設線等路線図

(新幹線、貸付鉄道施設改修事業)



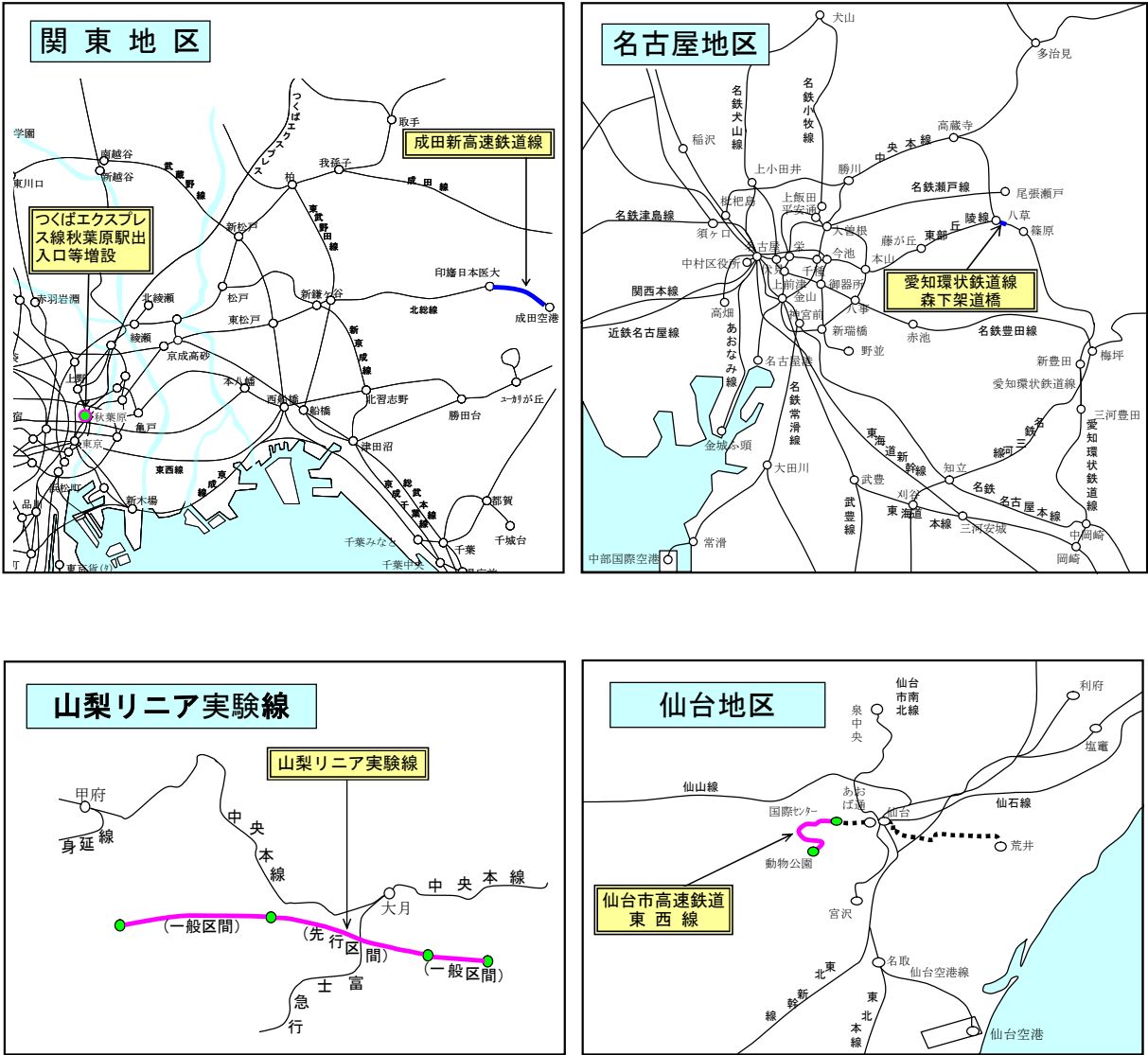
平成22年度 建設線等路線図

(民鉄線、都市鉄道利便増進事業)



平成22年度 建設線等路線図

(受 託 事 業)



凡 例

- 受託工事線
- 受託工事線（開業、完成）
- 受 託 事 業

9. 行政改革関連事項について

②独立行政法人への移行について

「特殊法人等整理合理化計画」に従い、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法が公布され、旧公団及び旧事業団の業務については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に移行されました。また、旧公団及び旧事業団は、機構法附則第2条及び第3条により、平成15年10月1日をもって解散するとともに、一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き当機構が承継しました。

なお、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法」（全文）につきましては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構ホームページ（<http://www.jrtt.go.jp/010organization/org/org-law.html>）、または総務省行政管理局法令データ提供システムホームページ（<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>）をご参照下さい。

⑦「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）

本基本方針は、政府の行政刷新会議が、独立行政法人の抜本改革の第一段階として、すべての独立行政法人の全事務・事業及び全資産を精査し、見直しが必要な事項に対し講ずべき措置について取りまとめたものです。以下、本基本方針の「（別表）各独立行政法人について講ずべき措置」より当機構に関連する内容を抜粋しています。

国土交通省	鉄道建設・運輸施設整備支援機構
-------	-----------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 鉄道建設等業務	コスト削減の取組等の推進	22年度から実施	現在実施しているコスト削減策の効果を検証した上で、一層のコスト削減に努めるとともに、コスト削減の取組・効果については、引き続きホームページ等国民に分かりやすい形で公開する。
02 鉄道助成業務（補助金等交付業務等）	補助金交付業務の一部の国への移管	23年度から実施	補助金等交付業務については、交付先・内容が特定のなものである「財団法人鉄道総合技術研究所に対する超電導磁気浮上式鉄道（リニア）の鉄道技術開発費補助金」及び「日本高速道路保有・債務返済機構に対する新線調査費等補助金」は、国に移管する。
03 特例業務（国鉄清算業務）	利益剰余金の国庫納付	23年度から実施	特例業務勘定の利益剰余金は国庫納付する。
04 船舶の共有建造等業務	財務内容の健全化の向上等	22年度から実施	今後の業務の在り方については、重点集中改革期間における取組の成果を踏まえつつ、内航海運活性化に向けた政策全体の中での位置付け、政策目標、政策手段の有効性等を検討し、その結果を次期中期目標等に反映する。
05 高度船舶技術開発等業務	利子補給及び債務保証業務の終了	22年度中に実施	利子補給及び債務保証業務は、業務方法書を変更し、平成22年度をもって終了する。
06 造船業構造転換業務【経過業務】	-	-	-
07 基礎的研究業務	法人の業務としては廃止	24年度以降実施	法人の業務としては廃止し、真に必要なものについては国で実施する。
08 内航海運活性化融資業務	-	-	-

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
09	特例業務勘定の利益剰余金	23年度から実施	特例業務勘定の利益剰余金は国庫納付する。
10 不要資産の国庫返納	鉄道施設貸付・譲渡事業の出資金	22年度中に実施	鉄道施設貸付・譲渡事業の一部終了に伴う政府出資金12億5000万円を国庫納付する。
11	高度船舶技術開発等業務における信用基金	23年度中に実施	利子補給及び債務保証業務に係る信用基金（政府出資金）10億円を国庫納付する。
12 事務所等の見直し	地方機関の見直し	23年度以降実施	国鉄清算事業東日本支社（大宮）、国鉄清算事業西日本支社（淀川区）、品川作業所等について、土地処分の進捗よく等に応じて、組織の縮小・廃止等の見直しを行う。また、鉄道建設本部東京支社（芝公園）について、事務所借上経費を削減する観点から、移転等を検討する。
13 職員宿舍の見直し	職員宿舍の集約化等	22年度から実施	職員宿舍については、業務の進捗よく状況、入居状況等を勘案しながら集約化や売却を進める。
14 人件費の見直し	ラスパイレース指数の低減	22年度から実施	本給や諸手当の見直し等によりラスパイレース指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を図る。

第2 事業の状況

2. 対処すべき課題

（2）船舶関係

四面を海に囲まれた我が国では、貿易物資の約9割が海上輸送によって運ばれています。国内に目を向けると、貨物輸送の約3割が内航海運によって行われ、特に産業基礎物資（鉄鋼・石油・セメント等）の約8割が内航海運に依存しています。また、旅客輸送についても、少子高齢化が進む中、離島航路をはじめとして人々の生活基盤を支える重要な交通手段として、必要不可欠なものです。

国内海運業界の現況は、燃料油価格の高騰等により、その経営環境は依然として厳しい状況にあります。しかしながら、船舶の「少子高齢化」の状況はまだ改善されておらず、老朽船、不経済船が約7割を占めている中、近年の燃料の高騰、地球温暖化問題の高まり等に対応するため、内航船の代替や近代化・高度化が喫緊の課題と

なっています。

特に地球温暖化問題に関しては、平成 17 年 2 月に発効した「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」により、平成 20 年～平成 24 年の間に CO₂ 排出量を 6 %削減（1990 年度比）する必要があります。

それを達成するため、平成 20 年 3 月 28 日に全面改訂された「京都議定書目標達成計画」において、「環境に優しく経済的な次世代内航船（スーパーエコシップ）等新技术を導入した船舶の普及促進を図ってきたところであり、今後も引き続きこうした船舶の普及促進を図る」とされています。

当機構ではこれらを受け、効率性及び環境負荷の軽減効果に優れるスーパーエコシップとともに、地球温暖化対策に資する船舶についてはより高度化された船舶を「政策効果のより高い船舶」として普及促進に努めてまいります。

また、内航海運をめぐる課題に効果的に対応するため、平成 16 年 12 月に国土交通省及び当機構で策定した「内航海運効率化のための鉄道建設・運輸施設整備支援機構船舶勘定見直し方針」（参考 1）において、業務の重点化や未収金対策への取り組みの強化（「船舶共有建造事業の未収金対策への取り組みについて」（参考 2））、組織改革や一般管理費削減等に取り組むとともに、国土交通省が平成 21 年度までの毎年度、一般会計出資金 40 億円を要求（平成 17, 18, 19, 20 年度実施済み（平成 21 年度分の要求については、平成 20 年度第 1 次補正予算で実施済み））するなど、財政上の措置を講じてきました。さらに、内航海運の活性化を目的として、平成 21 年度第 1 次補正予算において一般会計出資金 250 億円の受け入れを実施しました。これらにより、平成 21 年度決算において、49 億円の債務超過見込額に対し、135 億円の資産超過に転じました。また、平成 22 年度第 1 次補正予算において、一般会計出資金 25 億円の受け入れを実施する予定です（平成 23 年 1 月 6 日予定）。当機構においては、引き続き船舶共有建造業務の財務改善に努めてまいります。

（７）広報・情報提供機能の整備

③ ホームページの適正な管理・運用

上記①及び②のほか、当機構の業務等の情報は、利用者を意識しながら、適切かつ見やすく興味を持てるよう、また、できるだけ新しい情報を掲載するよう適時更新を行っています。

また、平成 20 年 4 月からは、意見・問合せ窓口の利便性の向上を図るため、ホームページからのメール受付機能を新設し広聴業務を充実させるとともに、当機構のプライバシーポリシー（ホームページにおける個人情報保護方針）を整備し表明しました。

さらに平成 22 年 12 月 1 日から、ホームページの構成・デザインを一新しました。当機構の情報を項目ごとに色分けするなど、より見やすく分かりやすいホームページにしています。

6. 研究開発活動

（４）特許権等

平成 23 年 1 月 1 日現在、当機構名で登録している特許権、実用新案権、意匠権の件数及び当機構名で出願中の特許権の件数は、次の通りです。

区 分	登録	出願中
特 許 権	<u>75 (2)</u>	<u>49 (1)</u>
実用新案権	3	—
意 匠 権	2	—

（注）（ ） 書きは外国での登録、出願分で再掲。

第4 法人の状況

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(3) 業務実績評価について

④中期目標の期間の終了時の検討

国土交通大臣は、通則法第 35 条に基づき当機構の中期目標の期間終了時において、独立行政法人評価委員会の意見を聴いたうえで、当機構の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされております。

また、審議会は、当機構の中期目標の期間終了時において、当機構の主要な事務及び事業の改廃に関し、国土交通大臣に勧告することができることになっております。

なお、評価結果等については、当機構のホームページ

(<http://www.jrtt.go.jp/010organization/Plan/plan-index.html>) をご参照下さい。

3. 参照書類を縦覧に供している場所

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

(神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番 1 号 横浜アイランドタワー)

なお、当機構ホームページ(<http://www.jrtt.go.jp/>)にも掲載しています。